



平成 29 年 4 月 28 日

各 位

上場会社名 株式会社 商船三井  
代表者 代表取締役 社長執行役員 池田 潤一郎  
(コード番号 9104)  
問合せ先責任者 総務部長 武田 俊明  
(TEL 03-3587-7026)

### 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」）に単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を 100 株に統一するための取組みが推進されていることを踏まえ、当社は、本年 10 月 1 日をもって、当社株式の売買単位となる単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」及び「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持するため、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

##### (2) 株式併合の内容

###### ①併合する株式の種類

普通株式

###### ②併合の割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

###### ③減少株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	普通株式	1,206,286,115株
株式併合により減少する株式数（注）	普通株式	1,085,657,504株
株式併合後の発行済株式総数（注）	普通株式	120,628,611株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は「株式併合前の発行済株式総数」に併合比率を乗じて算出した理論値です。

#### ④併合後の発行可能株式総数

株式併合の効力発生を条件として、発行可能株式総数を3億1千5百40万株（株式併合前：31億5千4百万株）に変更する予定です。

#### ⑤株式併合による影響等

株式併合により、当社の発行済み株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等の変動しませんので、株式1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

#### (3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### (4) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	96,892名（100.0%）	1,206,286,115株（100.0%）
10株未満所有株主	1,887名（1.95%）	7,430株（0.00%）
10株以上所有株主	95,005名（98.05%）	1,206,278,685株（100.00%）

今回の株式併合により、所有株式数が10株未満の株主数1,887名が株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生の前に単元未満株式の買取・買増しの手続きを利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

#### (5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されること及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

### 3. 定款一部変更

#### (1) 定款変更の目的

①上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、全国証券取引所「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、現行定款8条に規定される当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、上記「2. 株式併合」に記載した株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、現行定款第6条に規定される発行可能株式総数を31億5千4百万株から、3億1千5百40万株（現在の発行可能株式総数を併合割合で除したもの）に変更するものです。

なお、現行定款第6条及び第8条の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除する旨も併せて規定いたします。

②新経営計画「ローリングプラン2017」において新規事業として経営資源投入により育成を図るとした環境・エミッションフリー事業等今後当社が手掛けると想定される事業を会社の目的に加えるものです。これにより、経営戦略と定款の一致を図るとともに、株主の皆様その他のステークホルダーの皆様に対して当社の事業領域を明示いたします。

③地震等の自然災害や不測の事故に備え、株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集地を限定する現行定款第14条を削除するものです。

④その他、上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

下記のとおりです。

現行定款・変更定款案対照表（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(11) (条文省略)	第2条 (現行どおり) (1)～(11) (現行どおり)
(新設)	(12) 海技者育成のための学校の経営に関する事業
(12) 船舶ならびに輸送用および荷役搬送用機器の売買、賃貸借、リースおよび仲介	(13) 船舶ならびに各種機械機器の売買、賃貸借、リース、仲介、工事の設計、施工および監理
(新設)	(14) 天然ガスその他燃料の売買
(13)～(19) (条文省略)	(15)～(21) (現行どおり)
(新設)	(22) 再生可能エネルギーの利用・取引に関する事業
(新設)	(23) 温室効果ガス排出権の売買、デリバティブ取引、ならびにそれらの仲介に関する事業
(20)～(21) (条文省略)	(24)～(25) (現行どおり)
第6条 当社の発行可能株式総数は、31億5千4百万株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億1千5百4十五</u> 株とする。
第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。	第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第14条 総会は、本店所在地のほか東京都千代田区または港区において開催することができる。	(削除)
第15条～第37条 (条文省略)	第14条～第 <u>36</u> 条 (現行どおり)
(新設)	附則 本定款第6条および第8条の変更の効力発生日は、平成29年6月27日開催の定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。

4. 日程

- (1) 平成 29 年 4 月 28 日 (金) 取締役会決議
- (2) 平成 29 年 6 月 27 日 (火) 定時株主総会開催日  
上記「3. 定款一部変更」のうち定款第 2 条および第 14 条の変更の効力発生日
- (3) 平成 29 年 9 月 15 日 (金) 株式併合公告
- (4) 平成 29 年 10 月 1 日 (日) 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日  
上記「3. 定款一部変更」のうち定款第 6 条および第 8 条の変更の効力発生日

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以上

添付資料

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 株式併合、単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合は、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

また、単元株式数とは、株主総会において議決権の行使の単位となる株式数をいうもので、証券取引所において売買単位としても用いられています。

今般、当社では10株を1株とする株式併合と、1,000株から100株への単元株式数の変更を予定しております。

Q 2. 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を100株に統一するための取組みを推進しています。当社におきましても、この趣旨を踏まえ、当社の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することとしたものです。一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当該株式の売買単位あたりの価格の水準を維持するため、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 3. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 3. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

効力発生前			➡	効力発生後			
例	ご所有株式数	議決権数		例	ご所有株式数	議決権数	端株株式相当分
①	4,000株	4個		①	400株	4個	なし
②	2,500株	2個		②	250株	2個	なし
③	1,885株	1個		③	188株	1個	0.5株
④	622株	なし		④	62株	なし	0.2株
⑤	6株	なし		⑤	0株	なし	0.6株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式(以下「端数株式」といいます。)が生じた場合(上記の例③～例⑤のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じて、平成29年11月下旬から12月上旬頃にお支払いいたします。

なお、例③～例⑤の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 4. 資産価値には影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株主様のご所有の株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。また、株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q 5. 最低投資金額への影響はありますか。

A 5. 理論上ですが、最低投資金額は現在と変わりません。

(ご参考)平成29年3月31日の終値(350円)を元にした試算

併合前 350円(株価) × 1,000株(単元株式数) = 350,000円(最低投資金額)

併合後 3,500円(株価) × 100株(単元株式数) = 350,000円(最低投資金額)

Q 6. 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金は減るのですか。

A 6. 株主様のご所有の株式数は、10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合(10株を1株に併合)を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。ただし、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いすることとなります。

Q 7. 株主は何か手続きが必要ですか。

A 7. 特段のお手続きの必要はございません。

なお、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は株主としての地位を失うこととなります。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記(※)の当社の株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 9. この機会に単元未満株式の処分をしたいのですが。

A 9. 単元未満株式の買取り(1単元に満たない株式を当社が買い取る)のお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。現在の単元株式数(1,000株)での買取ご請求は平成29年9月25日(月)まで、新しい単元株式数(100株)での買取ご請求は効力発生以降となります。なお、証券会社に口座を作られていない株主様は後記(※)の当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。(単元未満株式は市場での売買ができませんのでご注意ください)

Q10. 株式の売買停止期間はありますか。

A10. 売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、現在の売買単位株式数(1,000株)でのお取引は平成29年9月26日(火)までとなります。平成29年9月27日(水)から新しい売買単位株式数である100株単位でのお取引となり、株価も平成29年9月27日(水)より株式併合の効果が反映されたものとなります。

Q11. 株主優待券に影響はありますか。

A11. 影響はございません。株式併合に併せて、基準となるご所有株式数は以下のとおり変更となります。

ご優待券枚数	ご所有株式数(効力発生後)	ご所有株式数(効力発生前)
2枚	100株～499株	1,000株～4,999株
4枚	500株～999株	5,000株～9,999株
6枚	1,000株以上	10,000株以上

Q12. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A12. 次のとおり予定しております。

平成29年6月27日(火)	定時株主総会開催日
平成29年9月15日(金)	株式併合公告日
平成29年9月26日(火)	現在の単元株式数(1,000株)での売買最終日
平成29年9月27日(水)	変更後の単元株式数(100株)での売買開始日
平成29年10月1日(日)	株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日

※ 当社の株主名簿管理人：

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話：0120-782-031(フリーダイヤル)

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝祭日を除く)

以上